

商品概要説明書

(令和4年12月1日現在)

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| 商品名 | ・定期積金（スーパー積金） ・愛称：「ゆうゆう定期積金」 |
| 販売対象 | ・個人、個人事業主の方で、以下の要件にあてはまる方 ①当組合で公的年金をお受け取りになっている方 ②公的年金受給資格があり、新たに当組合で公的年金のお受け取り手続きをされた方 ③当組合で公的年金受け取りを予約された満60歳以上の方 ※対象となる公的年金は、国民年金・厚生年金・船員年金・各種共済年金・新潟県恩給・労働者災害補償保険年金のいずれかといたします。 （ご不明な点は窓口までお問い合わせください） ※預入期間中に当組合で継続して受け取ることもしくは受け取ることを予約していることが条件です。 |
| 期 間 | ・1年（12回掛込）以上5年（60回掛込）以内（1ヵ月刻みとします） |
| 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・定額式・・・毎月同一掛金となります。 ・1万円以上1,000万円以内 ・100円 |
| 払戻方法 | ・満期日に掛込総額＋給付補填金をお支払いします。なお、満期日が当組合の休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。 |
| 給付補填備金 (1) 運用利回り (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ・3年未満、3年以上の2段階において、契約期間別金利設定を行い、下記の該当契約期間の利回りを満期まで適用します。 1年（12回掛込）以上3年未満（35回掛込） 年0.08%、 3年（36回掛込）以上5年（60回掛込） 年0.10% ・満期日以後に給付契約金として支払います。 ・付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 |
| 手数料 | — |
| 掛込形態 | ・店頭、集金、自動振替とさせていただきます。 但し、自動振替の場合は預金者ご本人名義の普通預金等からとさせていただきます。 |
| 付加できる特約 | ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 |
| 掛金先払い | ・掛金のまとめ入金はできません。 |
| 総合口座への組入れ | ・総合口座への組入れはできません。 |
| 中途解約時の取扱い | ・解約時の普通預金利率で計算します。 |
| 税 金 | ・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 |

商品概要説明書

(令和4年12月1日現在)

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| <p>苦情処理措置 ・紛争解決措置</p> <p>苦情処理措置 ・紛争解決措置</p> | <p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター（電話：025-222-5533） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 : 025-247-7433 住 所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28（信用組合会館2階） 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <p>・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・金利環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。 ・募集総額（契約額30億円）に達した場合は、取扱期間途中でお取扱いを終了することがあります。 ・お取扱いは公的年金のお受取りされている1店舗のみの取扱いになります。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利息で計算します。 払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べします。 ただし、満期日を繰り延べしない場合は、契約時の店頭表示の利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を計算し、給付補填備金より差し引きます。 ・「非課税貯蓄申告制度（マル優）」のお取扱いはできません。</p> |
| <p>預金保険制度</p> | <p>・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> |



新潟県信用組合

ゆうゆう定期積金